

# 指定相談支援事業 きらりの森 運営規程

## (特定相談支援事業)

社会福祉法人きらりの森

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きらりの森（以下「法人」という。）が設置運営する指定相談支援事業所きらりの森（以下「事業所」という。）において実施する指定特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定相談支援サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、

(1) 総合的な相談支援として、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング、専門機関の紹介

(2) 社会資源の改善・開発に向けた調整を適切に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町等、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業所は、障害者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

5 前四項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年4月1日厚生労働省令第28号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 指定相談支援事業所 きらりの森

(2) 所在地 愛媛県松山市畑寺4丁目8番7号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員、利用者に対して福祉サービスの利用の援助、社会資源を活用するための支援等を行う。

2 前項に示す外、必要に応じ、嘱託、パートタイマー等臨時に雇用する職員をおくことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

祝祭日、法人が別に定める休日は休業とする。

(2) 営業時間 事業所内での支援時間を午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) 相談受付時間は、午前9時30分から午後5時00分とする。但し、緊急時不安等の電話相談は、1日24時間対応する。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を精神障害者とする。

(指定特定相談支援事業サービスの内容)

第7条 事業所で行う指定特定相談支援サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 相談支援事業の内容

ア 相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。

イ 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施する。

ウ サービス利用計画の原案を作成する。

エ サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取する。

オ サービス利用計画の原案の利用者等に対する説明、文章による同意を得る。

カ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、モニタリングする。

キ 必要に応じて、サービス利用計画の変更を行う。

ク 利用者や地域の状況等を勘案した上で、社会生活能力向上支援、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。

(2) 前号に掲げる便宜に附帯する便宜、(1)に附帯するその他必要な相談、助言。また、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、必要に応じて、テレビ電話装置等を用いた支援を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、法定代理受領を行わない指定特定相談支援サービスを提供した際は、支給決定障害者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

2 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

3 第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った

支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、松山市（島しょ部を除く）、東温市、松前町とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 現に指定相談支援サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、年2回避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した指定相談支援サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定相談支援サービスに関し、法第10条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

1 虐待防止委員会（以下、委員会）を年1回以上開催する。（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）その他、必要に応じて、委員会を開催する。委員会では、身体拘束等の適正化への取り組み等の確認、虐待防止のための方策等について検討を行う。委員会の結果について、報告書を作成し、従業者等に周知徹底を図る。

2 身体拘束等の適正化、虐待防止のための指針を整備する。

3 事業所において、従業者に対し、身体拘束等の適正化、虐待の防止の研修を年1回以上実施する。また、新規採用時には個別で研修を実施する。研修後、報告書を作成する。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための虐待防止に関する責任者を置く。

5 その他、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、必要な措置を講じるよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備。

(3) 事業所における従業員に対しての感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施。

(職場におけるハラスメントの防止)

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修年1回

2 職員は、その業務上知り得た利用者もしくはその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者もしくは家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 事業所は、利用者に対する指定特定相談支援サービスの提供に関する諸記録を整備し、当

該指定相談支援サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人きらりの森と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和4年6月22日 一部変更